


「これがインボイス制度のポイントだ！」

～ 知って得するインボイス制度対策～

令和4年11月9日(水)

 黒永会計事務所
税理士 黒永哲至

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21

西新宿成和ビル3F

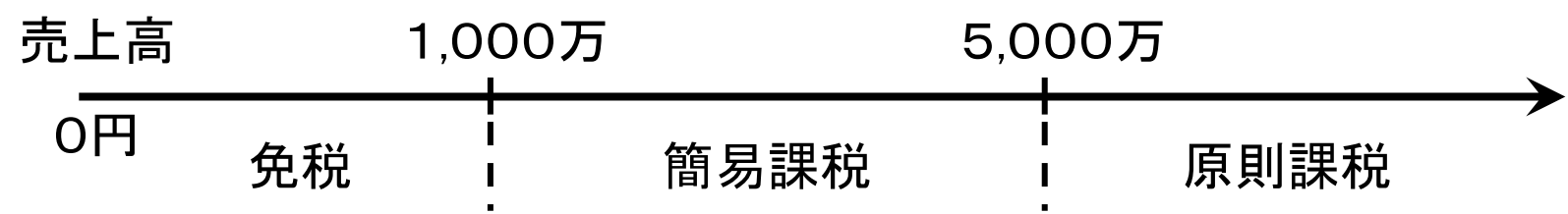
TEL 03-3363-0118

FAX 03-3363-0366

<http://www.kuronaga-ac.net/>

< PART I > インボイスによって大きく変わる 《1》消費税の計算の仕組み

< 売上高による消費税区分 >



- 売上高 5,000万円超 「原則課税」
- // 1,000万円超5,000万円以下 ... 「簡易課税」
- // 1,000万円以下 「免税」

<原則課税制度>

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上高} \times 10\% - \text{課税仕入高} \times 10\%$$

<非課税取引>

土地譲渡及び貸付け、保険料、社会保険診療

住宅家賃、有価証券等の譲渡、学校教育 など

《2》 簡易課税制度

売上 5000万円以下の中小事業者

$$\text{消費税額} = [\text{売上} \times (1 - \text{みなし仕入率})] \times 10\%$$



売上高だけから算出

＜簡易課税制度＞

課税売上金額 5,000万円以下
売上金額から一定金額を見込で控除



みなし仕入率

原則課税方式より有利な場合が多い

<みなし仕入率>

| 事業区分 | みなし仕入率 | 該当する事業 |
|-------|--------|-----------------------------|
| 第一種事業 | 90% | 卸売業 |
| 第二種事業 | 80% | 小売業 |
| 第三種事業 | 70% | 製造業等(＊) |
| 第四種事業 | 60% | 飲食店業(1.2.3.5.6以外の事業) |
| 第五種事業 | 50% | 運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業を除く) |
| 第六種事業 | 40% | 不動産業 |

＊ 令和元年(2019年)10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除く)からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分が第三種事業から第二種事業へと変更された

《3》 消費税の歴史

＜消費税の歴史＞

平成元年(1989年) 3%
導入

免税点 3,000万円

簡易課税 5億円

平成3年 簡易課税 4億円

// 6年 簡易課税 2億円

平成9年4月(1997年) 5%

平成16年4月(2004年)

免税点 1,000万円

簡易課税 5,000万円

平成26年4月(2014年) 8%

令和元年10月(2019年)

(新元号)

標準税率 10%

軽減税率 8%



<目的>

低所得者の負担軽減を目的に「軽減税率」を設定

「財政赤字の解消」と「社会保障費」の財源に充てる目的
で標準税率を増税した

< PART II > インボイス制度がやってくる

《1》 インボイスで大きく変わる

先進国では日本が最後に導入
課税事業者のみが登録番号を取得して、
インボイスを発行



免税事業者は、インボイスを発行できないので、
消費税も受け取れない



免税事業者のメリットへの大幅制限

インボイスを発行できない事業者は、
ビジネス客の接待・会食等を受け入れられなくなり、

**「消費税激増」「売上激減」
のリスクが!!**

いろいろな「リスク」をかかえて

史上最大最悪の税制改正
「インボイス制度」がやってくる!!

《2》 インボイスとは？

「インボイス」とは



「売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの」
(国税庁)

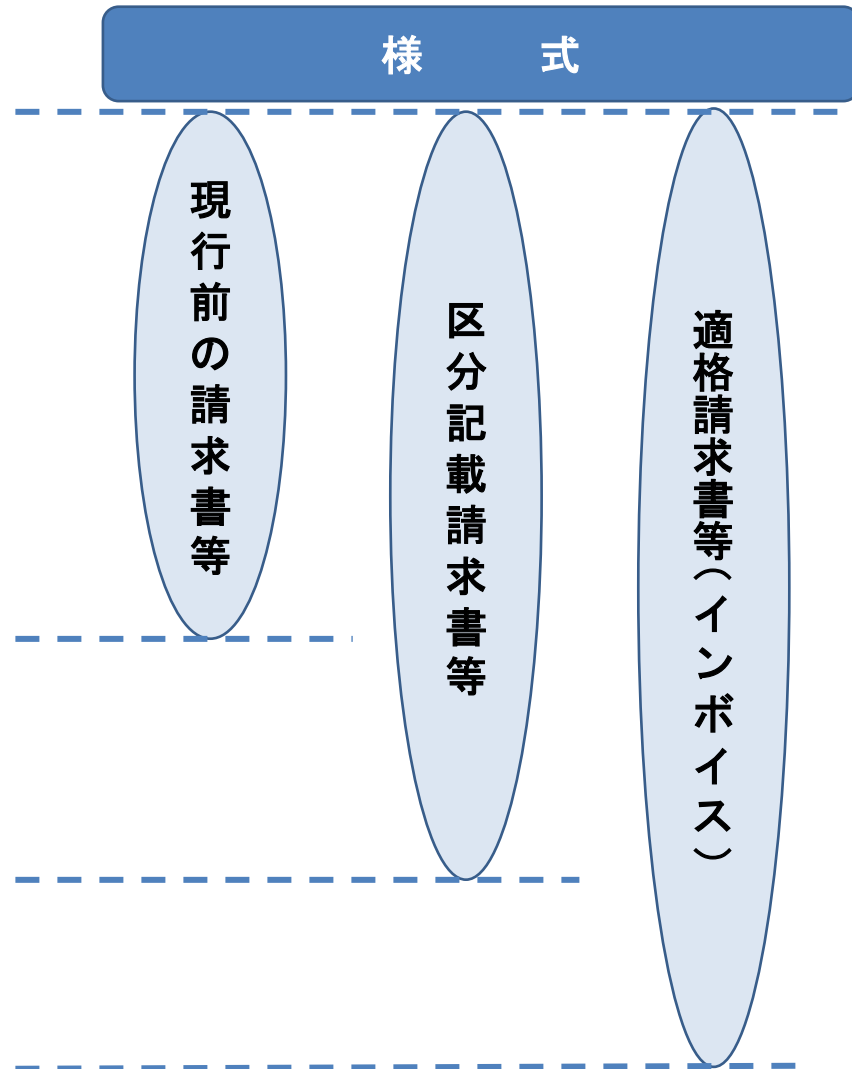
「インボイス」を
「適格請求書」という

| | | |
|--------------------|----------|---------------|
| ⑤ 請求書 | | |
| 〇〇御中 | 平成×年△月〇日 | |
| 11月分 131,200円 (税込) | | |
| 日付 | ③ 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ ④ | 5,000円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 120,000円 | ⑦ 消費税 11,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| ⑥ ※は軽減税率対象 | | |
| | | ① △△商事(株) |
| ⑧ 登録番号 ×××××× | | |

「適格請求書」とは下記の9項目が
記載された書面

<各様式と記載事項の比較>

| 記載事項 |
|--|
| ① 発行者の氏名又は名称 |
| ② 取引年月日 |
| ③ 取引の内容 |
| ④ 取引金額 |
| ⑤ 受領者の氏名又は名称 |
| ⑥ 軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨 |
| ⑦ 税率ごとに合計した対価の額 <small>(軽減税率適用時)</small> |
| ⑧ 登録番号 |
| ⑨ 税率ごとの消費税額等及び適用税率 |



《3》「適格請求書」のネーミングは誤解を招く!!

正式には「適格請求書等保存方式」

とても分かり難い!!
請求書が重要だと誤解する。

「請求書」とは **請求書、納品書、領収書、レシート等** をいいます

日常生活で一番一般的なものは「領収書」
簡単に言えば「インボイス制度」は



「適格領収書」制度です

「ネーミングはシンプルに!!」

《4》「インボイスQ&A」は万能か？

免税事業者は手取りが10%減少するリスク
インボイスに適合しない請求書・領収書で税額が増える
インボイスを発行しないとビジネス客が減少



国民の大きなリスク



国税庁はホームページの
「インボイスQ&A」(P117)を推奨



国はほとんどインフォメーションをしていない



これほどの大改正は積極的に
国民(納税者)に説明をすべき!!

《5》 端数処理は各インボイスで税率ごと一回のみ!!

＜インボイス制度の端数処理＞

1インボイスにつき各税率ごとに
端数処理は一回のみ

通常スーパー等の多くの商品は各商品ごとに端数処理をしているケースが多い

膨大な商品数



膨大な誤差が生じる
現実に即していない

1億品



1億円の誤差



販売ソフト等のバージョンアップ必要!!

《6》インボイスに不備があっても自分で追記できない

現在の「区分記載請求書等保存方式」は

(1) 軽減税率対象資産に関わる
ものである旨

(2) 税率ごとに合計した対価の額

左記のみ

追記(追加記入)

可能

「インボイス制度」では一切受領者の
追記は認められていない



消費税導入以来、最も厳しいルール!!

《7》 適格簡易請求書

(1) 適格簡易請求書の発行が認められる業種

「小売業」、「飲食店業」、「写真業」、「旅行業」、「タクシー業」、「駐車場業」等の不特定多数の者と取引する事業者は『適格簡易請求書』を交付することができる



「簡易領収書」

(2) 記載事項

- ① 交付を受ける事業者の氏名又は名称を記載する必要なし
- ② 適用税率又は消費税額のどちらかの記載でいい



書類の作成が楽

<変更点>

スーパーのレシート

タクシー

コインパーキング等

不特定多数

客名が分からないので

記載がいらぬい

| スーパー〇〇 登録番号 〇〇×× ×年△月〇日 | | |
|-------------------------------|----|--------|
| 領収書 | | |
| コーラ※ | 1点 | ¥108 |
| ギュウニク※ | 1点 | ¥972 |
| ハミガキコ | 1点 | ¥380 |
| 合計 | | ¥1,410 |
| 10%対象 | 1点 | ¥330 |
| 内消費税額 | | ¥30 |
| 8%対象 | 2点 | ¥1,080 |
| 内消費税額 | | ¥80 |
| お預かり | | ¥1,500 |
| お釣 | | ¥90 |

※は軽減税率対象

ただし、予約した飲食店は
記載が必要

< PART Ⅲ > 登録番号

《1》登録番号の取得期限に要注意!!

インボイス制度のスタートは
「登録番号の取得」



最初の重要なステップ!!

令和5年10月 インボイス制度スタート!!

令和5年9月までではない!!



登録番号はギリギリに取得してはいけない

**事業者は令和5年3月31日までに
登録申請書を提出しなければならない**

《2》 インボイス制度の罰則、詐欺には懲役・罰金が!!

登録番号が記入された「インボイス」が取引の基本



厳格適用!!

登録番号を取得していない事業者も多数いる



詐欺まがいの行為が起こる危険性

<1年以下の懲役又は50万円以下の罰金>

取引事実の仮装、取引排除回避目的・詐取目的で
他人又は架空の登録番号使用、対価の額を水増し

<10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金>

売上除外を企図して名義を偽装

他の行為より懲役が10倍、罰金が20倍!!



《3》 登録番号の取得方法

< e-Taxはとても複雑！ >

登録番号の取得方法

国税庁ホームページ「インボイスQ&A」



「e-Tax」を推奨



電子申告経験者限定



入力項目が多く一般納税者には厳しい！！



《4》最も簡単に「登録番号」を取得する方法

<1> ホームページからダウンロードで取得

「登録番号申請書」をダウンロード



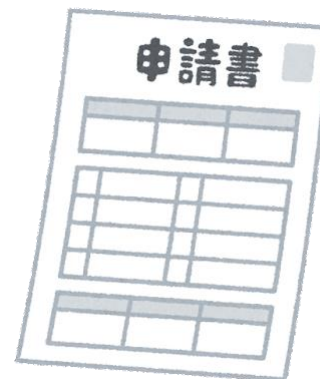
必要事項を記載して申告する税務署に提出か郵送

<2> 申告する税務署で取得

窓口で「登録番号申請書」を入手



必要事項を記載して提出



**1カ月程で登録番号を入手
“超簡単です”**

<PART IV> 免税事業者

《1》「インボイス制度」で状況が激変する!!

< 現 状 >

免税事業者

10%相当額 取得 可

申告納税 不要

インボイス なし

相手先 仕入税額控除 可



< インボイス後 >

免税事業者

手取り10% 減額

解約リスク



インボイス発行 出来ない

相手先 仕入税額控除できず
消費税アップ

取引価額 減額リスク



《2》 免税事業者は「益税」？「損税」？

インボイス導入の目的



免税事業者「益税」の解消の問題点

果たして「益税」が問題か？
「損税」のケースは？

＜例＞ 飲食店開業のケース
店舗を借りる
内装
厨房工事
食材酒等の仕入

自己資金、借入
約1,000万円
(消費税100万円)

コロナ等で売上不振

新規開店から2、3年赤字で廃業



↓
消費税100万円

↓
「損税」

自己資金、借入

約1,000万円

(消費税100万円)

こういうケースは沢山あります!!

「益税」と「損税」のバランスをとるべき

↓
「免税制度の存在意義」

《3》 免税事業者の総数と現状

免税事業者の数

513万事業者

＜内訳＞

個人 436万

法人 77万

年商1,000万円以下の個人・法人

＜例＞

- ・飲食店
- ・商店
- ・予備校講師
- ・社会保険労務士
- ・保険営業マン
- ・税理士
- ・建設業(一人親方)
- ・弁護士
- ・司法書士

＜参考＞

課税事業者 310万

＜内訳＞

個人 115万

法人 195万



＜課税・免税合計823万事業者＞

免税事業者は全体の62.3%
約3分の2を占めている

免税事業者の総数も職種も“膨大で多岐”にわたる

インボイス制度で免税事業者の
現状が相当制限される!!



社会的に大きな影響がある!!

《4》 課税事業者への変更が急増する

インボイス制度スタート

免税事業者は売上に10%の消費税
を請求できなくなる



クライアントは「仕入税額控除」できない



契約の見直し

減額
解約
課税事業者への
変更要請



ダブルのデメリット



<対策方法>

令和5年3月31日までに
登録番号の取得



課税事業者選択届出書
不要

<スタートアップ特例< I >>



簡易課税 選択

<例> 全国で、250万事業者
(年商800万円の免税事業者)が
課税事業者を選択した場合



簡易課税で年間40万円納税



年間一兆円 税収増

課税事業者選択が絶対有利!!

《5》 免税事業者が簡易課税を選択する場合の特例

＜原則＞

「簡易課税制度選択届出書」を適用を受ける
課税期間の開始の日の前日（前期の最終日）までに
提出しなければならない

＜インボイス制度スタートアップ特例Ⅱ＞

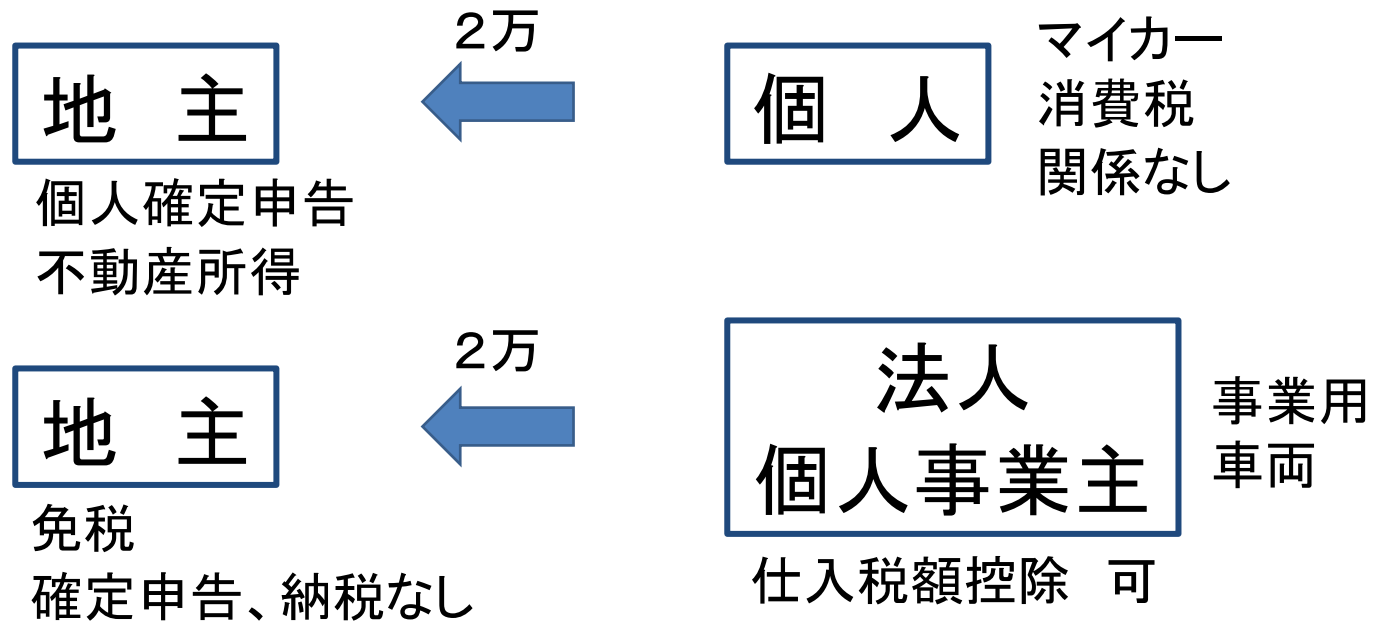
今回のみの特例

「簡易課税制度選択届出書」を令和5年10月1日の
属する課税期間中に提出すればOK!!

《6》 不動産賃貸業の免税事業者は課税事業者を選択し、「簡易課税事業者」になろう

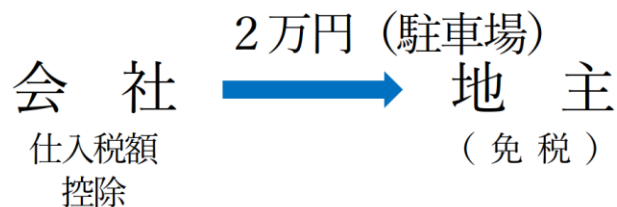
< 現 状 >

< 月極駐車場 >

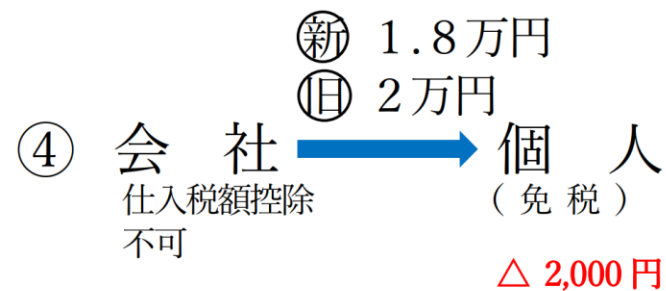
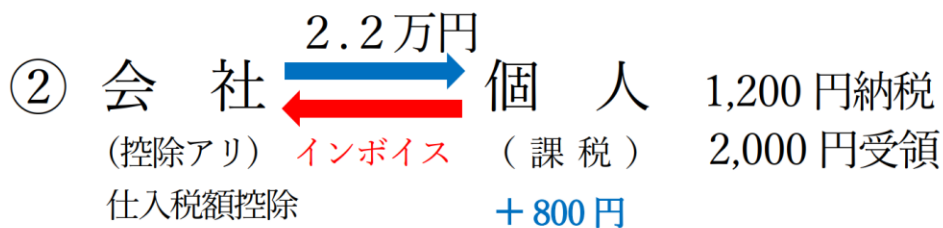
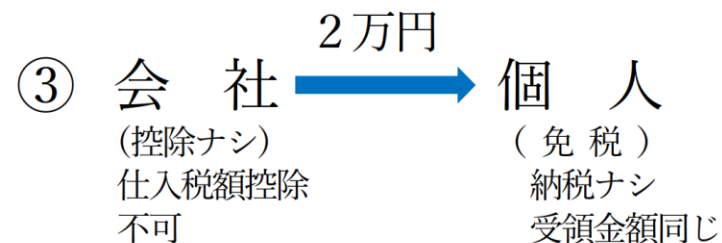
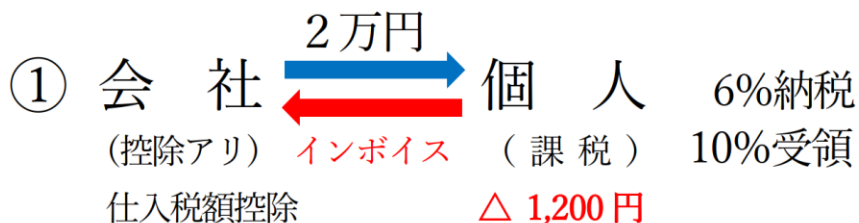


消費税処理に整合性なし

< インボイス施行後 >



《 全契約の見直し 》



《7》 免税事業者の影響は大企業にも

大企業や中小企業も免税事業者に外注費や報酬を払っている

＜免税事業者＞

- ① 予備校講師
- ② コンサルタント料
- ③ デザイナー
- ④ テニス・ゴルフのレッスンプロ
- ⑤ 建設会社
- ⑥ 弁護士、税理士等の報酬
- ⑦ 保険会社の個人代理店
- ⑧ バー・クラブ等の女性スタッフ
- ⑨ 芸能人・タレント

＜影響を受ける企業＞

- ① 建設会社の外注先
- ② 大手予備校
- ③ 吉本興業



企業は、免税事業者への外注費・報酬が、
控除できない



消費税大增税



<外注業者(免税)への対策>

免税、課税 確認

課税事業者 要請

契約見直し(減額 交渉)

経過措置の検討(要件有)

解約 検討

下請法

独占禁止法

注意!

< PART V > 返還インボイス

《1》 返還インボイスとは？

< 返還インボイスの概要 >

インボイス発行事業者は、課税事業者

売上に係る値引きや割戻し等の対価の返還等

を行う場合には、次に掲げる事項を記載した適格返還請求書(返還インボイス)を交付する義務がある

< 返還インボイス記載事項 >

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 対価返還の年月日及び返還の基となった譲渡等を行った年月日
- ③ 対価返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

- ④ 対価返還等の税率ごとの金額
- ⑤ 対価返還等の消費税額又は税率

【適格返還請求書の記載例】

XX年12月15日

販売奨励金支払明細書

(株)〇〇御中

11月分 21,800円(税込)

| 取引日付 | 品名 | 奨励金金額 |
|-------|----------------------|--------|
| 11/1 | オレンジジュース ※ | 1,080円 |
| 11/1 | ビール | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 21,800円(消費税 1,800円) | |
| 10%対象 | 11,000円 (消費税 1,000円) | |
| 8%対象 | 10,800円 (消費税 800円) | |

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

記載事項②

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤
「税率ごとに区分した消費税額等」
又は
「適用税率」の
どちらかを記載
※両方記載することも可能です。

記載事項①

《2》 返還インボイスに記載する基になる年月日

「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の
譲渡等を行った年月日」を記載

「譲渡等を行った年月日」については次のケースも可

<一定期間>

課税期間の範囲内での一定期間の記載で差し支えない
「月単位」「〇月～△月分」

<一定期日>

「合理的な方法により継続を要件として」
「前月末日」「最終販売日」も認められている

《3》 インボイスと返還インボイスを 一つの書類で交付する方法

インボイスと返還インボイスは、必ずしも、別々に作成する必要はなく、
一枚の書類に「インボイス」と「返還インボイス」の必要な記載内容を満たして
いれば、双方のインボイスを交付したこととなる

当月の売上 に係るインボイスに

先月の返品、値引き等 の

返還インボイスに必要な事項を記載し
ていれば、1枚の請求書を交付するこ
とで差し支えない

| 請求書 | | |
|-------------------|---------------------|---------|
| (株)〇〇御中 XX年12月15日 | | |
| 11月分 98,300円(税込) | | |
| (11/1~11/30) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | りんごジュース ※ | 5,400円 |
| 11/1 | ビール | 11,000円 |
| 11/2 | りんごジュース ※ | 2,160円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 109,200円(消費税9,200円) | |
| 10%対象 | 66,000円(消費税6,000円) | |
| 8%対象 | 43,200円(消費税3,200円) | |
| 販売奨励金 | | |
| 10/12 | りんごジュース ※ | 1,080円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 10,900円(消費税900円) | |
| 10%対象 | 5,500円(消費税500円) | |
| 8%対象 | 5,400円(消費税400円) | |
| 請求金額 | 98,300円 | |

※は軽減税率対象商品
△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

適格請求書として
必要な記載事項

適格返還請求書として
必要な記載事項

< PART VI > 企業のインボイス対策

《1》 三種類のインボイス対策を始めよう

インボイス対策は3種類

<1> 自社発行の請求書、納品書、領収書を
「適正なインボイス」に

<2> **※最重要です!!**

仕入先からの請求書、納品書等のインボイスチェック
適正なインボイスでないと「仕入税額控除」が出来ません!!

<3> 現金支出の販売経費、営業経費の領収書は適正項目が
記載されているか？

大企業も入念にチェックを!!

《2》最初は自社発行のインボイスチェックを!!

登録番号入手する



自社の請求書、領収書チェック



クライアント(得意先)に

**「登録番号」と
「自社インボイス」を説明**



信頼感アップ!!

令和 年 月 日

株式会社△△御中

株式会社 △△△△△

適格請求書発行事業者登録のご報告

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年10月1日に、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始する予定です。
弊社は、登録申請手続きを完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたします。

適格請求書発行事業者登録番号 T 0-1234-5678-9999

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認いただくことができます。
また、弊社のインボイス及びその交付方法は、後日ご報告させていただきます。

弊社のインボイス制度運用について、ご質問等ございましたら、下記にご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。

株式会社 △△△△△ インボイス対応室
担当者 : ○○○○
電話番号 : ●●●●●●●●●●

敬具

《3》二番目は一番重要な仕入先のインボイスチェック

仕入先のインボイスチェックをしよう!!

“インボイス制度の最重要項目“

これが不完全だと「仕入税額控除」が
できない!!



消費税納税増加

仕入先の発行する請求書、
納品書、領収書等は適正な
インボイス要件を
満たしているかチェック
↓
不備があれば早めに
修正を依頼!!

免税事業者の確認!! (P34)

令和 年 月 日

株式会社〇〇御中

株式会社 △△△△△

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和5年10月1日に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始する予定です。そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号について、ご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社は、登録申請手続きを完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたします。

適格請求書発行事業者登録番号 T 0-1234-5678-9999

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認くださいことができます。

2. 貴社が、登録手続きを完了されましたら、次の事項をお知らせください。

① 貴社の適格請求書発行事業者登録番号
② 貴社の適格請求書の交付の方法
③ インボイス制度に関する貴社のお問い合わせ窓口

なお、適格請求書発行事業者の登録をされない場合は、その旨をご連絡ください。

以上

ご不明な点がありましたら、下記担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

インボイス対応室〇〇〇〇

《4》最後に現金支出の販売経費、営業経費、 領収書のインボイスチェック!!

「販売費及び一般管理費」の領収書が
「適正なインボイス」かチェック!!

「営業経費」「販売経費」

営業マン、経理・総務担当者が
現金支出した「領収書」は
適正項目が記載された「インボイス」であるか!!



**手書き領収書は要注意
レジ発行の領収書も記載内容をチェック**

スクラップブックチェックが必要

大企業、中小企業を問わず、
「仕入税額控除」を行う



全ての企業が対象!!



《5》 大企業の社員も大きなリスクが!!

大企業の社員は自社の「インボイス対策」は
万全と思っている



電子インボイス

DX(デジタルトランスフォーメーション) 完璧



「営業部員」

「総務部員」

数万人の会社 多数



全国で「お客様」との接待・会食・土産物等の「営業経費」
総務支出の「販売費一般管理費」膨大



領収書が「インボイス」になっているかが問題!!



「手書きの領収書」は、ほぼなくなってない



全国の飲食店、小売店(クラブ・バー)の
領収書をチェックしましょう!!



< PART VII > 手書き領収書発行事業者の対応

《1》事業者はインボイス対策が必要!!

「手書き領収書」を発行している事業者は多数



「インボイス制度」でインボイスとして有効か？



インボイスとして、適正項目記載は必須事項



レジ導入は早期に検討すべき

「手書き領収書」で対応する場合は
ノウハウが必要!!

銀座の高級クラブの領収書は「インボイス」になっているか!!



インボイス適合要件の項目が記載されていないケースが多い



大企業の消費税の「仕入税額控除」できない



消費税 増額

このままでは、高級クラブが接待で使われなくなる



売上げ 激減



「手書き領収書」をインボイスにする方法
すぐにやるべし!!



《2》 手書きの領収書をインボイスにする方法

＜インボイス対応前の領収書＞



これらを具体的には
次のようになります



＜インボイス対応後の領収書＞



通常、飲食店やバー、クラブの領収書は金額と日付と店名が入った下記の領収書が一般的です
ただ、これでは「インボイス」になりません

このような手書きの領収書をインボイスにするには
次の9項目を記入する必要があります。

①店舗名

③内容(飲食代)

⑤相手先

⑦消費税

⑨税込金額(総額)※

②日付

④税抜金額

⑥税率(10%)

⑧登録番号

※ 税抜金額だけでも要件は満たしますが、
支払総額は必ず記入するので、記入要件
にしています

《3》 簡易課税事業者も影響大！！

インボイス制度で「簡易課税事業者」は
「仕入税額控除」しない



「インボイス対策」必要ないと言われている



登録番号を取得していない



インボイスが発行できない

特に飲食業の事業者は影響有！！



インボイスでない「手書きの領収書」では、

ビジネス客に対応できない

接待で使ってもらえない



売上げ減少のリスク



インボイス発行の必要性



レジ導入できる業者はレジの検討も必須!!
来年の10月、半導体不足で導入できない可能性も!!

< PART Ⅷ > 仕入税額控除の要件

《1》保存要件

インボイス制度のポイント



「仕入税額控除」

《 保存要件有 》

「必要事項を記載した帳簿及びインボイス等の保存」

《 保存期間 》

〈 帳簿 〉 閉鎖した日(決算日)

〈 インボイス 〉 受領した日(電子データは提供を受けた日)
上記の属する課税期間の申告期限から7年間

※5年間を超えた期限は
帳簿又はインボイス等のいずれかの保存

《2》 保存要件を満たす書類の範囲

仕入税額控除の保存要件を満たす書類等は次のとおり

＜保存すべき書類の範囲＞

- ① 適格請求書(インボイス)
- ② 適格簡易請求書(簡易インボイス)
- ③ インボイスの記載事項を満たす仕入明細書、仕入計算書等
(相手方の確定を受けたものに限ります。)
- ④ 次の取引について、媒介又は取次ぎを行う者が作成する一定の書類
 - (イ) 生鮮食品等の出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
(出荷者から委託を受けた卸売業者が卸売の業務として行うものに限ります。)

(ロ) 農林水産物の生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行う
ものに限ります。)

⑤ 上記①～④の書類に係る電子データ(電子インボイス等)

<簡易課税制度を適用する場合>

簡易課税制度を適用している場合には、仕入税額につき実額計算を行わない。

したがって、簡易課税制度において、インボイス等の書類の保存は仕入税額控除の要件ではない

《3》 帳簿の記載事項

「インボイス制度」の仕入税額控除の帳簿の記載事項は次に掲げる事項となります

区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様

＜適格請求書等保存方式の帳簿の記載事項＞

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

《4》帳簿のみ保存により仕入税額控除が認められる課税仕入れ

帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる課税仕入れ

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ② 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を買い受けるもの
- ④ 質屋を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を買い受けるもの
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を買い受けるもの
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限る）を買い受けるもの
- ⑦ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
- ⑧ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）に係るもの
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係るもの

《5》 区分記載請求書等保存方式との違い

＜区分記載請求書等では＞

「支払金額が3万円未満の場合」

「請求書等の交付が受けられなかったことにつきやむを得ない理由がある場合」



一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められている

＜インボイス導入後＞

前項①～⑨以外の取引については、インボイス等の書類の保存がなければ仕入税額控除ができない

- (1) どんな少額でもインボイスが必要
- (2) 一切の追記ができない



「インボイス制度」の厳格さ!!

< PART Ⅸ > インボイス制度の経過措置

《1》「経過措置」と内容と期間

インボイス制度 令和5年10月スタート

インボイスは100%仕入税額控除
それ以外は0%仕入税額控除



消費税の大増税になる



「激変緩和措置」 → 「経過措置」



インボイス以外の領収書等の80%仕入税額控除可
ただし、「区分記載請求書等保存方式」が必要!!

すべて80%控除ではない!!
“ 要 注 意 ”

<経過措置の適用期間と仕入税額>

| 期 間 | 割 合 |
|-------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

<タイムスケジュール>

| | R5.10.1 | R8.10.1 | R11.10.1 |
|------------------|---------------------------|---------------------------|----------|
| 仕入税額相当額 ×100% | 仕入税額相当額 ×80% (経過措置) | 仕入税額相当額 ×50% (経過措置) | 仕入税額控除なし |

《2》「経過措置」の対象者と範囲

＜対象者＞

- (1) 免税事業者から課税仕入れ
- (2) 課税事業者でインボイス登録をしていない者からの課税仕入れ
- (3) インボイス発行事業者が発行したインボイスの記載項目に不備がある者からの課税仕入れ

＜要件＞

上記の者の「区分記載請求書等保存方式」の要件を満たした領収書を保存

《3》 経過措置には要件がある

＜経過措置の要件＞

(区分記載請求書)

- ① 書類作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産譲渡等の年月日
- ③ 譲渡に係る資産又は役務の内容
- ④ 譲渡等の対価の額
- ⑤ 交付を受ける者(支払者)の氏名又は名称
- ⑥ 軽減税率対象資産に関わるものである旨
- ⑦ 税率ごとに合計した対価の額

※ 免税事業者も記載

⑤ 請求書
〇〇御中 平成×年△月〇日

| 日付 | ③ 品名 | 金額 |
|---------|----------|----------|
| ② 11/1 | 砂糖 ※ ④ | 6,000円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 3,200円 |
| 11/2 | 豚肉 ※ | 14,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 131,200円 |
| 10%対象 ⑦ | | 88,000円 |
| 8%対象 | | 43,200円 |

⑥ ※は軽減税率対象品目

① ○×商店

無条件で「お釈迦様の手」のように救っていただけない!!

インボイス … 9項目
区分記載請求書等保存方式 … 7項目

《4》 区分記載請求書には一部追記が「可」

＜1＞ 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、
例えば、「80%控除対象」など、

経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載
が必要となる

＜記号・番号も可＞

③の「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載については、適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を別途 **「※(☆)は80%控除対象」** などと表示する方法も認められる

<2> 請求書等

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となる(区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含む)

<追記可能項目>

- ①「資産の内容」(軽減税率対象資産のみ)
- ②「軽減税率対象資産の譲渡等である旨」
- ③「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込金額」

上記の記載がない場合に限り例外的に受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められている。インボイス制度では追記は一切認められていませんので **「経過措置」の「追記」容認は例外中の例外** ということなので注意が必要!! (P14 参照)

< PART X > 会計ソフトの入力方法が大きく変わる

《1》インボイス対応の会計ソフト入力が複雑に!!

インボイス制度がスタート



インボイスの厳格化
経過措置(80%控除)の適用要件



会計ソフトの「課税区分」が変わる

<現行>

「課税」(100%)

「非課税」(0%)

「不課税」(0%)



<インボイス対応>

「課税」(100%)インボイス

「非課税」(0%)

「不課税」(0%)

「経過措置」(80%)

「経過措置不適合」(0%)

「経過措置」(80%控除)



「区分記載請求書等保存方式」が要件



不備があると「経過措置不適合」(0%)になる



「仕入税額控除」が受けられない
「経過措置不適合」を「インボイス」に変える



コンサルティング、指導の必要性

「不適合」(0%)  「インボイス」(100%)

に変わる可能性大!!

《2》 会計データ入力の実任が重大になる

インボイス対応の会計ソフト



「課税区分」が複雑化

(1) 課税取引(100%)

(インボイス)

(2) 非課税(0%)

(3) 不課税(0%)

(4) 経過措置該当(80%)

(5) 経過措置不適合(0%)



「請求書」「領収書」の内容を見て「課税区分」
を判断して会計データを入力する必要がある



会計データ入力ミスがすぐに
「消費税の追徴」に直結



「会計データ入力」の責任重大!!
〔 企業、会計事務所、記帳代行業者 〕

< PART XI > 電子インボイス

《1》 電子インボイスとは？

インボイス制度において書面による請求書等の交付に代えてその書類に記載すべき事項に係る電子データの提供（電子インボイス）を提供することができます



< 電子インボイス等の提供方法 >

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
- ② EDI取引※における電子データの提供
- ③ 電子メールによる電子データの提供
- ④ クラウド等を通じた電子データの提供

※「EDI(Electronic Data Interchange)取引」とは、異なる企業・組織間で「受注・発注」、「出荷・納品」、「請求・支払」等の各種取引情報に関連するデータを通信回線を通じて交換する取引等をいいます

《2》 電子インボイスの保存方式

インボイス制度の仕入税額控除ではインボイスの交付を受けて7年間、保存する義務があります

電子インボイスについての保存方法をみていきましょう

電子インボイスの保存方法には次の2つの方法があります



| 書面で保存 | 電子データで保存 |
|---|---|
| 電子データを「書面」でプリント 「整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要有」 | 電子帳簿保存法に規定するタイムスタンプの使用やシステム関係書類の備付検索機能の確保などの一定要件有 |

《3》 電子インボイスは書面保存が可能

仕入先発行の電子インボイスの保存



所得税・法人税では「電子データ保存」



消費税のみ書面保存が認められている!!

電子データの書面保存が可能!!

「国税庁 電子取引Q&A 問25」

DX(デジタルトランスフォーメーション)
「電子帳簿保存法」「電子取引」「電子インボイス」



「デジタル化の流れ」
しかし、「電子インボイス」は



書面が可能



優先順位は高くない!!



必須ツールではない!!



《 結論 》 今やるべき「インボイス対策」

＜優先順位の高いインボイス対策＞

＜1＞ 登録番号の取得

令和5年3月31日まであと5か月弱!!

簡単な方法で速やかに！



＜2＞ 自社発行のインボイス整備

自社の請求書、領収書は「インボイス」ですか？

飲食業はレジを導入すべし!!

**簡易課税事業者は「インボイス」を発行できないと
売上が減少する!!**

- 〈3〉 仕入先、外注先等のインボイスチェック
仕入先、外注先等で請求書、納品書を受け取っている業者の「インボイスチェック」が必要!!

「インボイス」でないと仕入税額控除不可

“最重要項目”



消費税 激増!!



- 〈4〉 現金支出領収書のインボイスチェック
営業経費、販売経費のチェックが必要!!
業者の選別

「手書き領収書」は要注意

〈5〉 免税事業者対策

取引先、外注先、経費支払先が免税事業者の場合は

課税事業者への要請、契約の見直し等の交渉が必要!!

〈自社が免税事業者の場合〉

**速やかに「課税」「免税」のシミュレーションが必要!!
登録期限は来年3月31日です!!**

業種は飲食業、サービス業、駐車場業等、多岐にわたる!!

〈会計事務所がやるべき事〉

〈1〉 登録番号取得指導

〈2〉 **クライアントのインボイス対策指導**

〈3〉 免税事業者コンサル

〈4〉 **インボイス対応会計ソフトの入力指導**

〈5〉 手書き領収書のインボイス指導

〈6〉 レジ導入指導



〈ベンダーがやるべき事〉

**速やかに「経過措置対応」の「インボイス対策会計ソフト」
の一刻も速い開発、発売を!!**

インボイス開始の事業年度はすでにスタートしている
(11月スタートの10月決算企業)

電子インボイスの優先順位は高くない!!